

平成 20 年 9 月 26 日

北都銀行の優先株式及び新株予約権の引受のお知らせ

株式会社荘内銀行(本店:山形県鶴岡市、頭取:國井 英夫)は、本日、平成 20 年 8 月 8 日に当行及び株式会社北都銀行(本店:秋田市、頭取:齊藤 永吉、以下「北都銀行」)の間で締結した「資本提携及び経営統合に関する協定書」に基づき、北都銀行が本日付で新規に発行する優先株式及び新株予約権を第三者割当てにより引受いたしました。

今般のグローバルな資本市場の混乱などの北都銀行を取り巻く経営環境を鑑み、当行は引受けた新株予約権を全て本日行使し、優先株式の引受と併せて合計 9,968,540,000 円を北都銀行に対して払込みいたしました。

記

1. 優先株式引受の概要

- | | |
|-----------|---------------------------------------|
| (1) 株式の種類 | 株式会社北都銀行 A 種優先株式 |
| (2) 株式の数 | 107,768,000 株 |
| (3) 払込金額 | 1 株につき金 74 円(払込金額の総額:7,974,832,000 円) |

2. 新株予約権引受の概要

- | | |
|-------------------------|-----------------------------------|
| (1) 新株予約権の数 | 26,942,000 個 |
| (2) 払込金額 | 無償 |
| (3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数 | A 種優先株式(新株予約権 1 個あたり A 種優先株式 1 株) |
| (4) 新株予約権の行使に際して払い込む額 | A 種優先株式についての一株当たりの払込金額と同額 |
| (5) 新株予約権の発行日 | 平成 20 年 9 月 26 日 |
| (6) 新株予約権の行使期間 | 発行から 10 年間 |

以上

本件に関するお問い合わせ先 広報室 佐藤 TEL : 023-626-9006
